

平成 25 年第 4 回臨時会会議録

平成25年 第4回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月29日	金	本 会 議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長提出議案上程・採決 閉会宣告

平成25年 第4回菊池市議会臨時会会議録（目次）

11月29日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第1号	29
2. 本日の会議に付した事件	29
3. 出席議員氏名	29
4. 欠席議員氏名	30
5. 説明のため出席した者の職氏名	30
6. 事務局職員出席者	31
7. 開 会	32
8. 開 議	32
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	32
10. 日程第2 会期の決定	32
11. 日程第3 議案第121号 上程・説明・質疑・討論・採決	32
12. 閉会	39

第 1 号

1 1 月 2 9 日

平成25年第4回菊池市議会臨時会

議事日程 第1号

平成25年11月29日（金曜日）午前10時11分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第121号 菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第121号 菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（23名）

1番	荒木崇之君
2番	柁原賢一君
3番	工藤圭一郎君
4番	城典臣君
5番	大賀慶一君
6番	岡崎俊裕君
7番	水上彰澄君
8番	東英俊君
9番	東裕人君
10番	泉田栄一朗君
11番	森清孝君
12番	中原繁君
13番	樋口正博君
14番	中山繁雄君

15番	怒留湯	健 蓉	さん
16番	坂 本	昭 信	君
17番	隈 部	忠 宗	君
18番	葛 原	勇次郎	君
19番	木 下	雄 二	君
20番	坂 井	正 次	君
21番	森	隆 博	君
22番	山 瀬	義 也	君
23番	境	和 則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭	実 君
総務企画部長	野 口	祐 成 君
市民環境部長	下 田	俊 一 君
健康福祉部長	宮 本	誠 一 君
経 済 部 長	平 野	國 臣 君
建 設 部 長	松 野	浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦	一 義 君
七城総合支所長	岩 下	利 昭 君
旭志総合支所長	水 上	菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡	千 利 君
財 政 課 長	小 川	秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤	道 俊 君
市 長 公 室 長	倉 原	良 則 君
教 育 部 長	倉 原	久 義 君
教 育 部 長	中 村	鉄 男 君
農業委員会事務局長	松 永	隆 則 君
水 道 局 長	原	和 徳 君
監 査 事 務 局 長	宮 村	公 男 君

事務局職員出席者

事務局 長	城 主 一 君
議事 課 長	宮 川 啓 子 さん
総務 審 議 員	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時11分 開会

○議長（山瀬義也君） ただいまの出席議員は23名です。定足数に達していますので、
ただいまから平成25年第4回菊池市議会臨時会を開会します。

○
午前10時11分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、怒留湯健蓉さん及び坂本昭信君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、
本日1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

○
日程第3 議案第121号 菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、議案第121号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして皆様、おはようございます。

本日、平成25年第4回の菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の

皆様におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案第121号についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。議案第121号、菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてでございます。菊池環境保全組合の新環境工場建設に伴い、組合議会で菊池市全域加入が議決されたことにより、組合の共同処理する事務及び規約の一部変更に係る同文議決をお願いするものでございます。内容の詳細につきましては総務企画部長が説明をいたしますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお今回の規約改正に伴いまして、組合で進めております新環境工場建設にこれまでかかった費用負担に関しまして、本市が全域加入であった場合、負担すべき金額というものが発生いたします。これに関しては今後改めて予算措置をお願いすることになりますので、議員の皆様のご理解をお願いするところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。それでは議案書の1ページをお願いいたします。議案第121号、菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、菊池環境保全組合の共同処理する事務を変更し、菊池環境保全組合規約の一部を変更するものでございます。提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

開けていただきまして、2ページから3ページが菊池環境保全組合規約の一部を変更する規約でございます。

別冊の新旧対照表の1ページから2ページをご覧ください。右が改正案でございます。改正点としましては下線部分でございますが、まず1ページ、第2条中及び第9条第3項、第10条第2項、第13条第1項中、「もつて」を「もって」と改めるのは、かな遣いの使い分けでございます。第3条第1項中「菊池市にあっては市町村の廃置分合（平成17年総務省告示第130号）による廃止前の泗水町の区域に限る」を削り、「ごみの処理処分（収集を除く）に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加えるものでございます。（1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項のごみ処理施設及び一般廃棄物

の最終処分場（以下、「ごみ処理施設等」という）の位置並びに管理に関すること、
（２）ごみ処理基本計画に関すること、第３条第２項中ごみ処理施設の次に「等」
を加え、「設置管理」を「設置及び管理運営」に改め、次に第１３条第２項の但し書
きを削るものでございます。次に２ページの別表が今後発生します施設の建設に要
する負担金、施設の管理運営に要する負担金、施設の解体に要する負担金の負担割
合でございます。注意書きといたしまして、利用割とは関係市町の年間のごみ搬入
量実績に応じた割合をいう。ただしごみ搬入量実績が確定するまでは環境省が実施
する一般廃棄物処理実態調査の前々年度のごみ搬入量を用いる。２．ごみ負担基準
額とは当該年度において関係市町が負担すべき施設の管理運営に要する負担金の合
計額をいう。なおこの議案は菊池環境保全組合を組織する関係市町と同文議決を行
うものでございます。

以上、議案第１２１号の説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。ここで質疑について申し上げます。質疑は提出議案に
対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはでき
ません。

質疑はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○１番（荒木崇之君） おはようございます。議案第１２１号菊池環境保全組合の共同
処理する事務及び規約の一部変更について質疑をいたします。

その第３条、分かりやすく言いますと、合志市、菊陽町、大津町、そして旧菊池
市で行っているごみ処理に菊池市全域が加入し、ごみ処理を菊池郡市統一して行う
という第３条の改正ですが、今回菊池市が加入するに当たってどのような条件で加
入を認められたのか、まず１点目にお聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。それでは、荒木議員の質疑にお
答えいたします。１０月の１５日付でございますけども、本市市長と議長の連名で
菊池環境保全組合に対しまして、確約書を提出しております。その内容につきまし
て、ご存知かもしれませんが簡単に読み上げさせていただきます。

６項目ございまして、まず１項目目は本市は平成３３年４月から稼働予定の新環
境工場に伴い菊池市全域から排出される全ての一般廃棄物ごみを組合の処理施設に
搬入すること。２点目、菊池広域行政事務組合、旧の菊池市・七城町・旭志村で構

成していた一部事務組合でございますけれども、当時、大牟田リサイクル発電株式会社との間で平成13年3月30日に締結しましたRDFの供給及び処理施設に関する契約に基づく契約不更新の問題については、菊池市が責任をもって解決し、組合には一切迷惑をかけないこと。3点目、本市が九州産廃との間に平成10年11月17日に締結しております環境保全協定書及びこれに基づくその他一切の協定ないし合意等に関する諸問題については、菊池市が責任をもって解決し、組合には一切迷惑をかけないこと。4点目に本市は菊池市住民等に対し説明会等を開催し菊池市全域加入の理解を得るよう菊池市が責任をもって解決し、組合には一切迷惑をかけないこと。5点目に新環境工場建設事業の開始後は菊池市の全部のごみが組合の処理施設に搬入されなくても、全部搬入される若しくはされたものと計算された組合負担金を負担すること。最後6点目でございますけれども、今まで申しました遵守事項の不履行及びこれに関連して組合に生じた一切の損害の補償と菊池市が行うべき事後の対応等については、菊池市が全責任をもって解決し、組合には一切迷惑をかけないこと。この確約書を組合に提出いたしまして、11月11日の組合議会で菊池市の全域加入ということで承認していただいたところでございます。以上お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） それでは再質問いたします。9月14日の熊日新聞では「加入には慎重意見も」と題し、前福村市長と九州産廃の13項目の密約問題が環境保全組合に持ち込まれる懸念や、市町村合併前からの菊池市の尊大な態度に対する嫌気がささやかれているという記事まで掲載されました。私もある南部の議員さんから「合併の約束を守らない市が保全組合との約束を守るはずがない」と言われたのを覚えております。この逆風の中、就任直後にもかかわらず江頭市長は根気強く各市町村を回られ議会へも説明し、過去の経緯を謝罪、全域加入への同文議決までこぎつけられたことは大変なご苦勞があったかと思えます。また、環境保全組合の議会代表として出られている森隆博議員、泉田議員、さらには市長と一緒に各議会を回られた山瀬議員にも心から素直に感謝の思いが私にあります。市民にとって大変このごみの加入問題分かりにくいことではありますが、菊池市の未来にとっては大変大きな前進だと思います。しかし全域加入ができるからといって安心してはいけません。どうして環境保全組合に対して嫌疑をもたれたのか、それを明らかにしてこそ信頼関係ができると思っております。先ほどのご答弁のように全域加入の条件として菊池市は6項目からなる確約書を保全組合に提示しました。そこでお尋ねしますが、今回の6項目の確約書を広報に掲載し、市民に分かりやすく知らせる責務が市長に

はあると思っていますが、いかがお考えでしょうか。再質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 荒木議員の再質疑にお答えいたします。荒木議員がおっしゃることはもつともだと思えます。先ほど答弁しましたように市長と議長名の連名で組合に対して確約書を提出しまして、本市が全域加入という形でですねご同意いただいておりますので、その内容は十分遵守していかなければならないと考えているところでございます。その1つといたしまして、12月1日号でございますけれども、その広報で本市が全域加入に向けて大きく前進している旨をですね載せた記事を上げております。内容といたしましては菊池環境保全組合が平成33年度稼働予定の新環境工場を進めていること、そしてまた菊池市全域加入に向けては菊池市長と議長の連名で組合に対して迷惑をかけない旨の確約書を提出して、11月11日の組合臨時議会で全域加入についてご同意を得たこと、これらのことをちょっと簡単に述べておりますけれども、市民の皆様には全域加入のご理解と新環境工場建設計画の推進に向けてご理解とご協力を得るように広報の方で周知しているところでございます。また今後12月等で各区長会も開催されます。その席でもですね当然区長会に対してもこの確約書の旨の内容はお伝えしてまいりたいと思っておりますし、今後各組合、各構成市町の同文議決でですね正式に決まりましたならばまたその旨をですね広報で掲載し同時に春ございます区長会等でもですね周知して徹底して確約書の内容について、特に4項目住民に周知しておく必要がございますので遵守してまいりたいと考えてるところでございます。以上お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 最後ですが、広い心で菊池市の全域加入を認めていただいた環境保全組合の合志、大津、菊陽の議員さん方に感謝を申し上げ、質疑を終わります。

○議長（山瀬義也君） 他にありませんか。工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） おはようございます。今回の提出議案、同文議決案件に対しまして質疑を行います。今、荒木議員から質疑がありましたように菊池市と環境保全組合議会との信頼関係から平成19年から協議を重ね、2市2町全域加入への同文議決であります。全域加入の条件として新環境工場建設等の建設費用の負担金及び6項目の確約を守ることで提出議案だと思っております。ごみ処理施設等の施設及び管理運営、ごみ処理基本計画に関することは平成26年4月1日から菊池市全域を含めた関係市町で行っていく、更にごみ処理施設等の設置、管理運営及び解

体に関する負担金の割合を改める議決案件であります。平成26年4月1日までに先ほどお話が出ております確約書の6項目は解決できるかをお尋ねします。2点目に負担金の負担割合、この割合について旧の泗水町が加入しておりましたこの環境組合ですけれども、そこでの計算割合と今回菊池市が全域加入になった場合の負担割合が当然変わってきたかと思っておりますので、その数字あたりを示していただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 工藤議員のご質疑にお答えいたします。1点目は確約書が来年の4月1日までちゃんと守られるかということだと思いますけれども、確約書の内容は平成33年4月が新環境工場が稼働でございますので、そこまで来年の4月1日までじゃなくてですね、稼働するまで十分ですね確約事項は遵守していきたいと考えているところでございます。それともう1点は負担割合はどうなるかということだと思います。現在、旧泗水だけが入っております、負担割合に対しましては全体の11%程度でございますけれども、これが菊池市全域がなれば大体約3割近くなります。以上でございます。

[「良かったら他の合志、大津、菊陽も出してください。そっちも変わったでしょ」と呼ぶ者あり]

○市民環境部長（下田俊一君） じゃあ平成25年度の予算の時の負担割合でございますけれども、これは事例としてちょっと読み上げさせていただきます。本市・旧泗水だけで10.98%、合志市36.76%、大津町23.61%、菊陽町28.65%でございます。これが本市が全域加入だった場合でございますけれども、菊池市が29.5%、合志市が29%、大津町が18.74%、菊陽町が22.76%、以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 今、部長は33年っていうふうにおっしゃったけどですね、やはりこれは少しでも早く確約書についてはですね守っていただきたい、済ませていただきたい、それがですね相手に対する信頼を回復することになると思いますのでできるだけ早くやっていただきたい。そしてさらに再質問ですけども、RDF大牟田リサイクル発電との契約不更新の問題と、さらに九州産廃と環境保全協定書及びこれに基づくその一切の協定書ないし同意等に関する諸問題の解決、そして、ここが大事になってくると思いますが、菊池市住民に対する説明、先ほど広報というふうにおっしゃったけどですね、しっかり説明をしないと、特に泗水町ここに

は大きな影響が出てくる話ですので、この説明責任をですね一日でも早く行っていただきたい。そのことについて再質疑としたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 先ほど33年4月稼働と申しましたけども、それ以前にもですね、この確約書の6項目の中でですね遵守していかなければならないことは当然早く解決してまいりますけども、最終的に6項目のことでですね全てにつながりますのがやはり最終的には最後が33年の4月までには遵守していかなければならないと考えているところでございまして、例えばそういう大牟田の件では本年度によれば本年度に解決するとか、九州産廃の件にしましてでもですね、これは九州産廃がある限りずっと産廃問題というのはございますので、引き続きですね組合に一切迷惑をかけないという形でですね当然それはやっていくつもりでございまして。ごみ問題もそうでございますけども、ごみ問題も全て組合の方に搬入するというふうになっておりますので、これはもう稼働した平成33年以降であってもですね、当然それは遵守していかなければなりませんので、内容の6項目でございますけれどもこれはもうできるだけ早く済ませることとすぐには解決できず33年までかかるものでございますのでそれは全て遵守して行きたいと思っております。それと先ほど申しました特に4項目目の地域住民に対する説明会でございますけども、これは12月の区長会もございまして先ほど言いましたように同文が各構成市町で可決した時点でまた再度広報に詳しく載せたいと考えております。また今後保全組合事務局と一緒にですね新環境工場の説明会もございまして、そういうところでも説明もしてまいります。実際永南の時もですね菊池市全域加入についてご理解を得るようお願いしてるところでございまして、そういうことを事細かにやっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 説明会はですね、したということじゃなくて、きちっと理解をしていただく、そういう努力をしっかりとってください。説明会をですねやりましたやりましたって言うて、よく行政側が説明会を何回しましたというような言い方をしますけど、住民にどれだけ理解してもらったかということをご報告していただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

議案第121号については会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定しました。委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。お諮りします。議案第121号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第121号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了し、今臨時会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって、平成25年第4回菊池市議会臨時会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 怒留湯 健 蓉

菊池市議会議員 坂 本 昭 信

付 録

平成25年第4回臨時会付議事件一覧及び審議結果表

(11月29日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第121号	菊池環境保全組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について	原案可決